

平成20年5月12日告示第66号

菊川市介護保険事業計画等策定ワーキンググループ運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、菊川市介護保険事業計画等推進委員会要綱(平成20年菊川市告示第61号)第7条第3項の規定に基づき、菊川市介護保険事業計画等策定ワーキンググループ(以下「ワーキンググループ」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 ワーキンググループは、次の事項を担当する。

(1) 介護保険法(平成9年法律第123号)第117条の規定に基づく介護保険事業計画及び老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8の規定に基づく高齢者保健福祉計画(以下これらを「計画」という。)の策定に係る調査研究及び調整に関すること。

(2) その他計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 ワーキンググループは、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 保健・福祉・医療関係機関の職員

(2) 行政機関職員

(3) その他市長が必要と認める者

(会議)

第4条 ワーキンググループは、介護保険担当課長が招集し、運営する。

(庶務)

第5条 ワーキンググループの庶務は、介護保険担当課において処理する。

(補則)

第6条 この要領に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、介護保険担当課長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成20年5月12日から施行する。

(菊川市介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画策定ワーキンググループ運営要領の廃止)

2 菊川市介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画策定ワーキンググループ運営要領(平成17年1月17日告示第98号)は、廃止する。

R5菊川市介護保険事業計画等策定ワーキンググループ名簿

令和5年6月2日時点

No.	所属	氏名	職名、資格等	介護予防・日常生活支援	包括支援	介護サービス
1	学校法人日本福祉大学	奈良 修三	理事	●		
2	社会福祉法人和松会	板倉 幸夫	常務理事		●	●
3	社会福祉法人和松会 軽費老人ホーム 和松園	飯塚 辰也	施設長		●	●
4	社会福祉法人和松会 和松会デイサービスセンター	早川 啓子	看護師	●		
5	社会福祉法人白翁会 特別養護老人ホーム 喜久の園	川西 真由美	施設長		●	●
6	社会福祉法人白翁会 特別養護老人ホーム 喜久の園	内藤 真吾	生活相談員		●	
7	株式会社オール看護小笠	齊藤 とし江	代表取締役		●	●
8	遠州夢咲農業協同組合居宅介護支援事業所	伊藤 美佳	主任介護支援専門員		●	●
9	マザーズ西方式番館ケアマネジメントセンター	山内 里美	主任介護支援専門員		●	●
10	ようこそ指定居宅介護支援事業所	伊藤 伊佐子	主任介護支援専門員	●		
11	菊川市民生委員児童委員協議会	原田 由美子	民生委員児童委員		●	
12	菊川市社会福祉協議会	後藤 瑞希	地域福祉係	●		
13	菊川市立総合病院	松田 真和	菊川市家庭医療センター センター長	●		
14	菊川市立総合病院	藤田 直美	菊川市家庭医療センター 看護師長		●	●
15	菊川市立総合病院	村山 陽子	地域医療支援課 看護師長	●		
16	菊川市立総合病院	比良 芳通	地域医療支援課		●	
17	菊川市立総合病院	山下 拓朗	リハビリテーション科主任作業療法士	●		
18	菊川市健康福祉部健康づくり課	山田 絵理	成人保健係長	●		
19	菊川市教育文化部社会教育課	齋藤 政巳	社会教育係長	●		
20	菊川市総務部地域支援課	岡田 祐三	市民協働係長	●		